

自然災害および 交通機関の運休に関する対応

1. 自然災害による欠席者は「自宅学習」とし、出席扱いとする。
2. 自然災害が発生した場合、次の規定により対応する。
 - (1) 東京23区東部に、特別警報または大雨・洪水・暴風・大雪の警報がいずれか1つでも発令されている場合は、以下の通りとする。
※23区東部とは、江東・江戸川・墨田・葛飾・足立・荒川・台東

	確認時刻	警報発令中	解除の場合
①	●当日午前 7:00現在	自宅待機	平常授業 8:30SHR
②	●当日午前 9:00現在	自宅待機	3時限より授業 10:30SHR
③	●当日午前 11:00現在	自宅学習	5時限より授業 13:00SHR

- (2) 交通機関の運行状況に伴う授業の取り扱いについては、JR総武線・東武スカイツリーライン線・東武亀戸線のいずれか1つでも運行停止の場合は、(1)に準ずるものとする。

長することができる。その場合には監督者の許可を得ること。

2. 登校から授業終了時まで外出を禁止する。ただし、やむをえない事情のあるときは、諸届および願の手続きをすること。
3. 休日の登校を原則禁止とする。ただし、使用を希望する場合は、休日前に願に必要事項を記入し許可を受け、本校教職員の監督のもとで使用すること。
4. 登校、下校および本校生徒として行動する場合には、必ず制服を着用すること。
5. 登校、下校および本校生徒として行動する場合には、必ず生徒手帳および身分証明書を携帯すること。
6. オートバイ、乗用車による登校、下校は禁止する。家族や他者（友人・知人等）の運転するオートバイや乗用車への同乗も認めない。

〔諸届および願について〕

1. 次のような場合には、用紙に記入し担任を経由して校長に提出しなければならない。
 - イ. 住所の変更、保護者・保証人の変更、戸籍上の変更等の届
 - ロ. 休学、退学、復学、転学等の願
 - ハ. 追認考査の願
 - ニ. 感染症による出席停止解除の願
 なお、本人または家族に感染症が発生した

生徒心得

〔目標〕

1. 礼儀を重んじ、秩序を保ち、進んで協力を惜しまず、お互いに尊重しあうことはもちろん、不法に対しては勇気をもってこれを除かなければならない。
2. 生徒は学校で決められた規則を守り、常に江東商業高校生である自覚と誇りをもって、良い校風の樹立を目ざして努力しなければならない。
3. 自立独立の精神を養って、冷静に正しく物事を判断し、軽がるしい行動をとってはならない。
4. 高校生活は自己確立の大切な時期である。知識、技能、体力の向上にはげまなければならない。
5. 与えられた義務を果たし、勤労の習慣と責任感を養い、困難や苦しみにも耐える強い意志を培わなければならない。

〔登校・下校〕

1. 年間を通して、定められた時間を厳守すること。
 - (1) 始業・・・午前8時30分
※HR教室に着席していること。
 - (2) 下校・・・午後5時
ただし、部活動等やむをえない事情のあるときには届を出して、午後6時まで下校を延

場合は、すみやかに学校へ連絡すること。

2. 次のような場合には、この手帳に記入し、担任に提出しなければならない。
 - イ. 欠席、遅刻、早退、見学、忌引等の届
3. 次のような場合には、所定の用紙に記入し、担任または顧問に提出しなければならない。
 - イ. 下校時間延長の届
 - ロ. 旅行の届
 - ハ. 自転車通学申請の届
 - ニ. 校外活動、休日校内活動の願
 - ホ. 外出届

〔諸届および願の手続き〕

1. 欠 席
欠席等する場合には、始業前に保護者より電話等で担任（学年）に連絡し、後日生徒手帳諸届欄に理由を記入して担任に届け出ること。
2. 遅 刻
 - (1) 午前8時25分以後、生徒昇降口が施錠された後の遅刻者は、生活指導部で入室許可証用紙に所定事項を記入し入室許可印を受け、その用紙を持って教室に入室し、HR・授業の先生に提出すること。
※ 生活指導部に先生が不在の場合は、職員室で上記の手続きをとってから教室に行くこと。
 - (2) 保護者より、事前に担任に電話等で届出が

あり、かつ生徒手帳の届出欄に理由（病気・通院・家事手伝など）と保護者印がある場合には、入室許可を受ける手続きのみをして手帳は担任に提示すること。

3. 早 退

生徒手帳諸届欄に理由を記入して、担任の許可をうけること。

校門を出るときは生活指導部の早退者名簿に記入すること。病気および通院で早退するときには保健部および、担任の許可をうけること。

4. 忌 引

(1) 忌引で欠席する場合には、電話等で連絡し、後日生徒手帳諸届欄に理由を記入して担任に届け出ること。

(2) 忌引の日数は父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日・伯叔父母1日、欠席日数には算入しない。

5. 外 出

外出は原則として認めないが、やむをえないと判断される場合には、担任および生活指導部の許可を得た上で認められる。外出する場合には、生活指導部の外出者届に所定事項を記入すること。

6. 異 装

やむをえない事情により、規定の服装のいずれかを欠くときは異装願用紙に必要事項を記入

し担任に提示し、許可（印）を得てから生活指導部に提出する。異装許可を得ないで異装することは絶対に認めない。

7. 服装の修正

事情により制服を修正しなければならない場合は、事前に担任および生活指導部の許可を得たのちに行う。許可を得ないで修正することは絶対に認めない。

8. 自転車通学

保護者が承諾した上で、所定の用紙に記入し、生活指導部に届け出し、許可を受けた場合に認められる。

9. アルバイトについて

保護者が承諾した上で、監督と責任のもと行うものとする。

① 風俗営業や夜間、危険性のある業種あるいは作業場、また、法律及び社会規範に反する行為や場所のアルバイトは厳禁とする。

② 出席状況・基本的な生活習慣の乱れ等がある者は厳禁とする。

③ 成績不振の者については禁止とする。

10. 旅 行

旅行する場合には、保護者の許可を得て、旅行届に所定事項記入の上、担任に届け出ること。

11. 下校時間の延長

部活動、ホームルーム活動、教科の学習等で

生徒が下校時刻以後も校内に居残る場合には、下校時間延長届に所定事項を記入し、顧問・監督等の許可を受けてから副校長に届け出る。

12. 休日の活動

部活動等で生徒が休日に校内において活動する場合には、顧問等の許可をうけたのち、休日校内活動願を3日前までに副校長と生活指導部に届け出ること。

13. 校 外 活 動

部活動あるいはホームルーム等で、校外活動を行う場合には顧問等の許可をうけたのち、顧問等を通じて前日までに副校長に願い出ること。なお当日は必ず顧問等の監督・指導を受けること。

ただし、登山活動・合宿あるいは宿泊を伴う場合には別に定める規定による。

14. 校外者招待

部活動等で他校と交流活動を行う目的で、校外者（他校チーム等）を招待する場合には、顧問等の許可をうけたのち、3日前までに副校長に願い出ること。

15. 掲 示

校内に掲示物を出す場合には、顧問の許可をうけたのち生活指導部に届出て許可を受けること。

【制 服】

服装については、自己実現に向けて高い意識を持ち、本校独自の校風にふさわしく、常に清潔で品位にあることを心掛けるため、着用について規定を厳守しなければならない。

〈女子〉

① 冬服（原則10月～5月）※気候等によって移行期間を指定する

黒色セーラー服（本校指定）

1) 本校指定の冬服を着用すること。

2) 各学年指定のバッジを胸ポケットの上に付けること。

3) 本校指定の三角タイ（黒色）を着用すること。

② 夏服（原則6月～9月）※気候等によって移行期間を指定する

白色セーラー服

1) 本校指定の夏服を着用し、長袖・半袖いずれでもよい。

2) 校章シール（アイロンプリント）は、左胸ポケット折り返し部分に貼り付けること。

3) セーラー服の下に着用するシャツは、無地で、かつ華美でないもの（白・灰色・黒・肌色・薄い色のもの）で、目立たないものを着用すること。

4) 本校指定の三角タイ（黒色）を着用する

こと。

③ 靴下

- 1) 黒または白のソックスで無地を着用すること。

※膝より下の長さまでのものを着用すること。

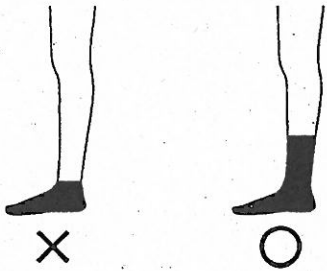
※くるぶしソックス・ルーズソックス・ニーハイソックス・レギンス及びトレンカは禁止。

- 2) 黒のタイツは無地を着用すること。

※タイツの上からの靴下は禁止。

- 3) 儀式的行事（入学式・卒業式・周年行事）の際は、黒のソックスとする。

※ソックスの長さについて



④ スカート

- 1) 本校指定の校章の刺繍入りのスカートを着用すること。原則刺繍がないものの着用は認めない。

- 26 -

を着用する。なお、ワイシャツの下に着用するシャツ（肌着／インナーシャツ）は、白無地とする。

③ 靴下

黒または白のソックスを着用すること。

④ 帽子

※着用は認めていない。

〈男女共通〉

① 革靴

黒の革靴で登校すること。

※黒以外や飾りのあるもの・ヒール（かかとが高い）・バックスキン等は禁止。

② カバン

本校指定の学年色のカバンを使用すること。

※カバンの改造は禁止。

③ 上履き・体育館履き

本校指定の学年色のもを使用すること。

④ セーター

黒のメリヤス編みのVネックを着用すること。

※編み込み等の模様やデザインのあるものの着用禁止。

※カーディガンや色違いのセーター・丸首のセーター・パーカーなどの上着の着用禁止。（禁止されたものを着用していた場合、一時預かることがある）

- 28 -

- 2) 丈は、膝下とする。

- 3) 制服を不適切に改造した場合は「本校の制服ではない」との考えに基づき指導対象とし、新たに制服を購入しなければならない。また、改造された制服を他人から借りたりもらったりした場合でも着用不可とする。

〈男子〉

① 学生服・学生ズボン

- 1) 黒の詰め襟学生服で、上下黒色を着用すること。

- 2) 上衣に本校指定胸・袖ボタンをつけること。

※上衣丈を長くしたり、短くしたり、またズボン幅や丈を変えるなど変形学生服の着用は認めない。

※腰ばきも禁止。

- 3) 各学年指定のバッジを左の襟に付けること。

② 白無地ワイシャツ

- 1) 夏季は白無地のワイシャツ、または白無地の開襟シャツを着用すること。

- 2) 長袖・半袖いずれでもよい。

- 3) 校章シール（アイロンプリント）は、左胸ポケット折り返し部分に貼り付けること。

- 4) 夏季はワイシャツの下にインナーシャツ

- 27 -

⑤ コート

以下の基準に合うものを着用すること。

- 1) 「Pコート」・「ダッフルコート」のみを着用すること。

- 2) 色は無地の「黒」・「紺」のみを着用すること。

- 3) コート丈は「ハーフから膝」までのものを着用すること。

- 4) 毛・ポリエステル・アクリル等のフラノ地を着用すること。

※コート以外の防寒着の着用は禁止。

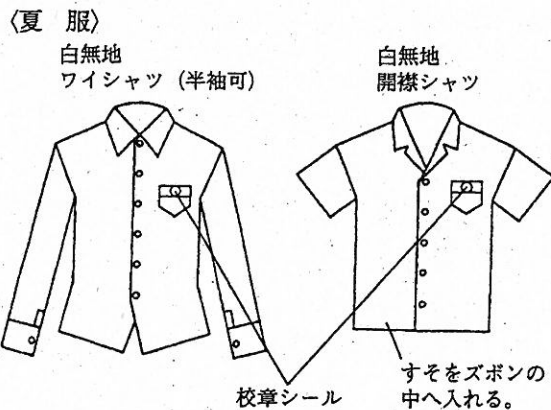
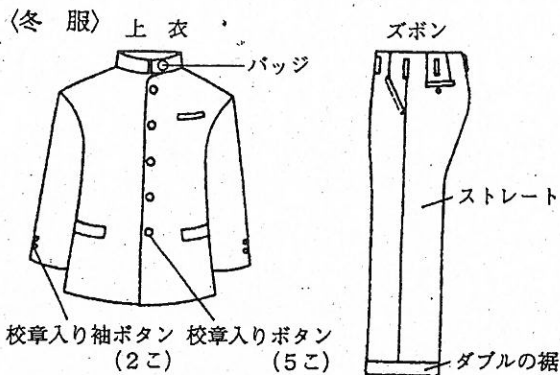
※ロングコート、ウエストを絞ったデザインのもの、裾の広がったデザインのもの、ベルト使用のもの、ボアの毛がついたものは禁止。

衣替えは6月1日と10月1日である。

（ただし、いずれも気候等を考えて移行期間を設ける）

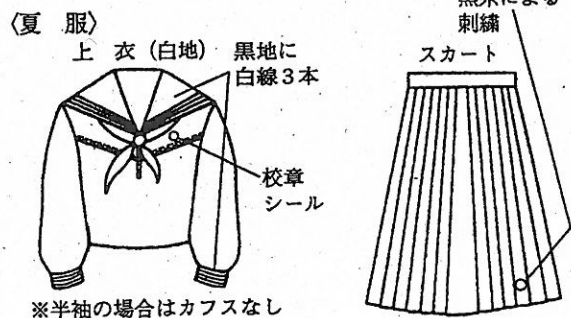
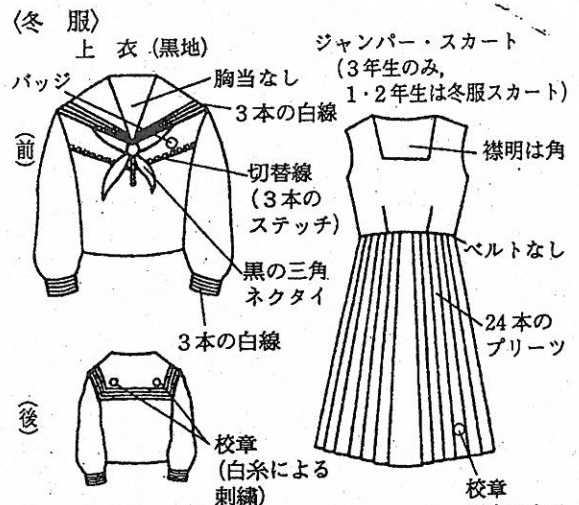
- 29 -

男子制服 (黒の詰襟上下) (生地はサージ)



- 30 -

女子制服 (黒のセーラー服) (生地はサージ)



- 31 -

【頭 髪】

頭髮については、進路実現に向けての高い意識を持つ意味で次の事項を厳守すること。染色や脱色を行わなくても、結果として頭髮の変色の原因となるドライヤーの過度な使用について注意を払うこと。

- ① 染色、パーマ (部分パーマも含む)、アイロン、脱色、エクステンション、編み込み、剃り込み、ツブブロック、付け睫毛などは禁止。
- ② 事情がある場合は、あらかじめ保護者より担任に申し出ること。(新入生説明会時のみとする)
- ③ 加工した場合、登校を認めず帰宅させることがある。
- ④ 加工したことがない地毛であっても、アイロン、ドライヤー等で著しく髪が傷んだ場合も指導の対象とする。

【そ の 他】

その他、身だしなみ等について、進路実現に向けて以下の禁止事項を厳守すること。

- ① ピアス (ピアスの穴に装着する透明のアイテム含)、ネックレス、イヤリング、ブレスレット、指輪、付け爪などのアクセサリーをつける事は禁止。

(禁止されたものを身につけていた場合、一時預かることがある)

- 32 -

- ② 化粧 (口紅、色のついたリップクリーム、マニキュア、ペディキュア、マスカラ、カラーコンタクトなど含む) は禁止。
- ③ 眉毛を剃る、染色する、細くする、眉を描ぐ、付け睫毛などは禁止。
- ④ タトゥー厳禁。
- ⑤ スカートを短く折り曲げるためのベルト等は禁止。
(禁止されたものを身につけていた場合、一時預かることがある)

服装・頭髮に関して、あきらかに違反している場合は原状にもどさせる。

特に、染色・パーマ・脱色・エクステンション・編み込みをした場合は次のように指導を行う。

- | | |
|-----|--|
| 1日目 | イエローカード (注意) |
| 2日目 | イエローカード (注意) |
| 3日目 | レッドカード (即刻下校、直してから再登校、認められた場合のみ授業に参加できる) |

※上記指導に従わないときは、特別な指導を行う。

- 33 -